

令和 8 年度
彦根市職員採用試験

《 発達相談員 》

— 受験案内 —

彦根市職員選考委員会

申込期間 令和 8 年 4 月 10 日(金)午前 10 時 00 分から
令和 8 年 5 月 29 日(金)午後 4 時 45 分まで

受験申込みおよび試験に関する問合せは

彦根市職員選考委員会事務局 〒522-8501 彦根市元町 4 番 2 号
(彦根市人事部人事課内)

電話 (0749) 22-1411(代表) 内線 458・455

(0749) 30-6106(直通)

FAX (0749) 22-1398

1 試験区分、採用予定人員および職務内容

区分・職種	採用予定人員	職務内容
発達相談員	1 人	発達診断、発達相談、療育に関する業務および関連する行政事務

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

区分・職種	受験資格
発達相談員	次のいずれにも該当する者 ア 昭和 56 年 4 月 2 日以降に生まれた者 イ 公認心理師の資格を有する者(令和 9 年 3 月 31 日までの取得見込みを含む。) ウ 新版 K 式発達検査やウェクスラー式知能検査(WISC-V)等が実施できる者

※彦根市職員選考委員会が同一時期に実施する試験は、いずれか 1 つの職種にしか応募できません。

※同一年度内に再度、同じ職種への応募はできません。

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 彦根市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験

(1) 試験の方法、内容、日程および試験会場

方 法	内 容	日 程	試験会場
適性検査 (事務能力、性格)	職務を遂行する上での具体的な処理能力を把握するための能力検査（多肢選択式）を行います。 職務遂行における性格の特徴や適応性などをみる検査を行います。 ※公務員試験対策を必要としない内容であり、職務に求められる基礎的な処理能力を測定する試験です。	令和 8 年 4 月 15 日（水） ～ 令和 8 年 6 月 14 日（日）	全国各地のテストセンター
専門試験	発達相談に関する実技試験を行います。	令和 8 年 6 月 27 日（土）	彦根市役所本庁舎 (彦根市元町 4 番 2 号)
面接試験	個人面接による試験を行います。		

【テストセンター方式試験について】

上記日程の試験期間中に、受験者ご自身の都合に合わせて受験日時、会場を予約し、受験していただく方式です。試験申込後に予約に関する案内メールをお送りします。

テストセンターの会場は、全国 47 都道府県に 350 か所以上設置されています。会場によっては、受験できる日が月に数回に限られていますので、早めのご登録と受験予約をお勧めします。

上記日程の試験期間中にテストセンターでの試験を受験されない場合には、試験を辞退されたものとみなします。

(2) 結果発表

令和 8 年 7 月中旬頃に彦根市役所および支所・各出張所の掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に文書で通知します。

また、彦根市のホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から採用が決定されます。なお、この名簿の有効期間は、令和 9 年 9 月 30 日です。
- (2) 採用は、令和 9 年 4 月 1 日の予定です。
- (3) 公認心理師について、既に資格を取得している者については、資格の取得状況を確認するため、最終合格決定後に証明書等を提出していただきます(合格決定後に、資格を取得していないことが判明した場合には、採用される資格を失います。)。また、取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格を取得できなかったときは、採用される資格を失います。
- (4) 日本国籍を有しない者で、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には、採用できません。また、採用後の任用に当たっては、公務員に関する基本原則に基づき、次に掲げる職以外の職に就きます。
 - ア 公権力の行使に該当する業務を行う職(住民の権利義務その他法的地位を一方的に決定する業務を行う職)
 - イ 公の意思の形成への参画に携わる職(行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権限を有する職等)

5 給与および勤務時間

- (1) 給与は、彦根市職員の給与に関する条例等により支給されます。給料は、月額 232,000 円(大学卒業の場合)で、経歴その他に応じて、一定の額が加算されます。そのほかに、扶養手当、地域手当、

通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

(例) 民間企業等の職務経験年数が以下のとおりの場合（大学卒業の場合）

職務経験年数	初任給
5年	249,200円
10年	256,200円
15年	258,700円

なお、この額等は令和8年4月1日現在のものです。

また、採用時に学歴および職歴を証する書類を提出していただきます。

- (2) 勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までですが、勤務場所により変則勤務等がある場合もあります。
- (3) 社会保険に関しては、滋賀県市町村職員共済組合に加入します。

6 受験手続および受付期間

- (1) 受験申込みについて

ア 申込方法

彦根市電子申請サービスから、受験申込みを受け付けます。

〔彦根市ホームページ→市政の情報→採用・人事〕にアクセスし、申込手続を確認の上、彦根市電子申請サービスで「令和8年度彦根市職員採用試験受験申込み(発達相談員)」に必要事項を入力し、申し込んでください。

郵送および窓口での申込受付は行っておりませんのでご注意ください。

彦根市電子申請サービス 令和8年度彦根市職員採用試験受験申込み(発達相談員)URL

https://apply.e-tumo.jp/city-hikone-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1803

(スマートフォン用2次元バーコード)



イ 申込みに必要なもの

- (ア) パソコンまたはスマートフォン(インターネットに接続されたもの)
- (イ) 電子メールアドレス
- (ウ) PDFファイル形式を閲覧できるソフト
- (エ) 証明写真(添付可能な拡張子は、「jpeg」または「jpg」または「png」)
※パソコンやスマートフォンの機種によっては利用できない場合があります。
詳細は、彦根市電子申請サービスの「FAQ」を確認してください。

ウ 証明写真について

申込時に彦根市電子申請サービス上で添付いただく写真は、縦4cm、横3cm程度の大きさのもので、最近6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのものを添付ください。写真がない場合、写真が不鮮明その他受験写真として適当でない場合は、受け付けません。

エ テストセンター会場の予約

申込者に適性検査の会場予約の案内メールを送付します。彦根市が設定する試験期間中に、ご自

身の都合に合わせて会場を予約してください。

オ 受験票のダウンロード

適性検査を受験後、試験日の1週間前を目安に彦根市電子申請サービス上にて、「受験票」をPDFファイル形式で発行します。なお、発行時には、受験票取得方法と彦根市役所での試験当日の受付時間の案内メールを申込者あて送付します。試験当日に受験票が必要となりますので、彦根市電子申請サービス上から必ず「受験票」をダウンロードし、試験会場でご提示ください(スマートフォン等の画面の提示で可)。

また、受験票については、電子メールでの送信や、郵送は行いませんので、上記のとおり彦根市電子申請サービス上から入手してください。

カ その他注意事項等

(ア) 障害がある方で、受験上の合理的配慮を必要とする場合は、申込受付期間中に事務局まで連絡してください。

(イ) 使用するパソコンまたはスマートフォンの故障や通信回線上の障害、また推奨する環境によらない環境で発生したトラブル等については、本市では一切責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

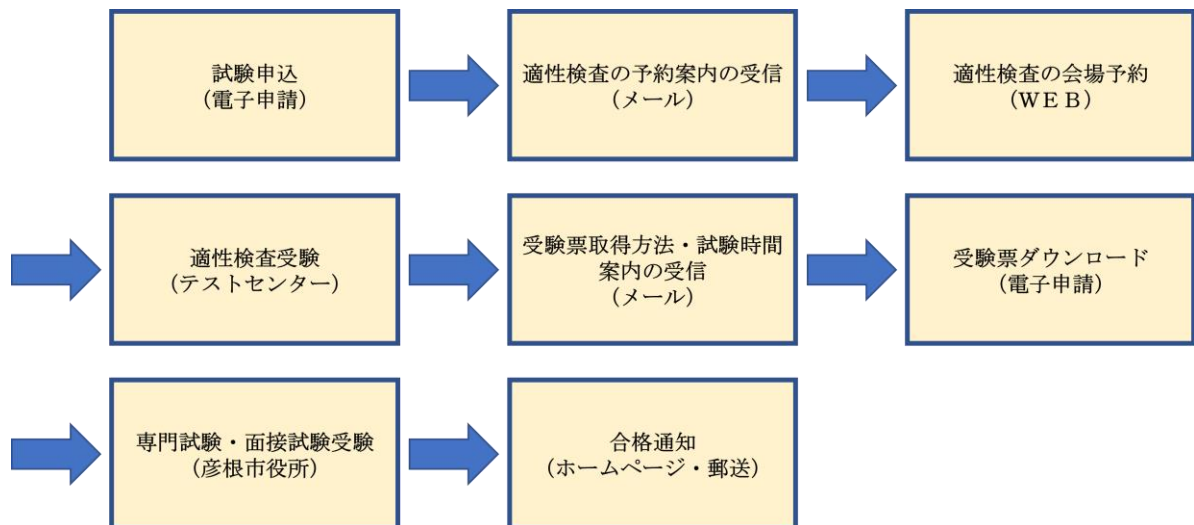
(2) 受付期間

令和8年4月10日(金)午前10時00分から令和8年5月29日(金)午後4時45分まで

※システム管理等のため、一時的に利用できない場合があります。

※締切間際は混雑が予想されます。インターネットの特性上、データの送信等に時間がかかり、受付時間中に処理できない場合がありますので、時間に余裕を持って申し込んでください。

【試験の流れ】



7 試験の注意事項

受験票に、受験上の注意を記載しています。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律に基づき、口頭により開示を請求することができます。

ただし、電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類(学生証、運転免許証、旅券等で写真のあるもの)および受験票を持参の上、次の開示受付期間の午前9時から午後4時45分までに、事務局までお越しください(ただし、土・日曜日、祝日は受け付けておりません。)

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。

す。したがって、得点および順位が上位であっても不合格となる場合があります。

開示請求できる者	開示内容	開示受付期間
試験受験者	試験の合計得点およびその順位	試験の合格発表の日から1か月間

《試験会場案内図》



- ※ 試験会場(彦根市役所本庁舎)はJR彦根駅西口を出て、徒歩約7分です。
- ※ 受験者のための駐車スペースは、用意していませんので、公共交通機関等を使って来場してください。